

# 新型コロナウイルス関連 制度融資・セーフティネット保証 一覧

作成日 2020/3/11

	制度名称	区分	資格	要件	資金使途	融資(保証)限度額	詳細 (リンク先)
日本政策 金融公庫	新型コロナウイルス感染症にかか る 衛生環境激変特別貸付 (国民生活事業)	融資	旅館業、飲食店営業及び喫茶店 営業を営む方	・最近1か月の売上が前年と比較し 10%以上減少、かつ、今後も減少が見 込まれる ・中長期的に業況が回復し、発展する ことが見込	経営を安定させるために 必要な運転資金	1,000万円 (旅館業:3,000万円)	<a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/safetynet/covid_19.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/safetynet/covid_19.html</a>
保証協会 (金融機関経由)	緊急短期資金保証制度	融資 保証	新型コロナウイルス関連の被害 により事業継続に支障を来してい る中小企業・小規模事業者	同左	事業継続に必要な 短期的な運転資金	一般保証:2億8,000万円 小口零細保証:2,000万円	<a href="http://cgc-hokkaido.or.jp/system/emergency.php">http://cgc-hokkaido.or.jp/system/emergency.php</a>
	経営安定関連 (セーフティネット保証)4号 全国47都道府県を対象地域 に100%保証		新型コロナウイルス感染症により 影響を受けた 中小企業・小規模事業者 (2020/3/2:全国対象)	売上が前年同月比 ▲20%以上減少等の場合	経営の安定に必要な資金 (運転資金・設備資金)	普通保証:2億円(組合は4億円) 無担保保証:8千万円 無担保無保証人:2千万円  (通常の保証限度額とは別枠)	<a href="http://cgc-hokkaido.or.jp/system/pdf/safetynet4.pdf">http://cgc-hokkaido.or.jp/system/pdf/safetynet4.pdf</a>
	経営安定関連保証 (セーフティネット保証)5号 影響を受けている業種を対象 に80%保証		宿泊業、飲食業など対象業種 (192業種)を行う中小企業者 ※市町村長の認定(5号)を受けた中小企業者	売上が前年同月比 ▲5%以上減少等の場合			<a href="http://cgc-hokkaido.or.jp/system/safetynet5.php">http://cgc-hokkaido.or.jp/system/safetynet5.php</a>
商工中金	セーフティネット関連資金	融資	新型コロナウイルスにより、 経営・資金繰り等に 影響を受けた皆さま	同左	必要とする 設備資金・運転資金	限度の定めなし	<a href="https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr_200128_02.pdf">https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr_200128_02.pdf</a>
WAM (福祉医療機構)	福祉貸付事業(経営資金)	融資	老人福祉施設 障害福祉サービス 児童福祉施設	新型コロナウイルスの影響により事業 の継続に支障がある事業者	経営資金	なし (無担保:6,000万円)	<a href="https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/20200310_fukui_shinngatacorona_itibukaisei.pdf">https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/20200310_fukui_shinngatacorona_itibukaisei.pdf</a>
	医療貸付事業		病院、診療所 介老人保健施設、指定訪問看護		運転資金	病院:7.3億円(3億円) 老健・介護医療:1億円(1億円) 診療所ほか:4千万円(4千万円) (無担保)	

※本資料は、各事業者様が融資判断における検討材料として使用することを想定し、作成時点において関係機関より公表されている情報に基づき要点部分に限定しまとめたものでございます。未確認・改訂事項が加味されていないことにつきましてはご了承ください。また事業者様における最終融資判断におかれましては関係機関へ直接ご連絡のうえ詳細の確認のうえ精査して頂くことをご了解下さい。